備する者であって、国鉄営業局長が指定業者として適当と認めた者に対しては、国鉄の団体取扱手数料交付指定業者としてこれを指定している。① 旅行あっ旋業法により登録された旅行あっ旋業者であること ② 法人組織のものであること ③ 団体旅客の募集(あっ旋を含む)に十分の経験を有するものであること ④ 団体旅客の募集に関し、資力・信用が十分であること ⑤ 最近1箇年間における国鉄旅客運賃・料金の支払額が1,000万円以上あること ⑥ 国鉄の輸送に協力するものであること ⑦ 旅行あっ旋業者の集合体でないこと。

上記によって指定した指定業者に対しては、その取扱にかかる団体について国鉄に支払った団体旅客運賃・料金の額に応じ、つぎの手数料率によって、毎月手数料を交付する。

| 第 4· | 1 期 5·10月 | 第 3 9• | 2 · 7 · 8 11 · 12 月 | 第 1 • | 3 期 2・6月 | 率 |
|---------|--------------|--------------|---------------------------|-------|----------|---|
| | との取扱額 | | との取扱額 | 各月ご | % | |
| 200 | 万円以上 | 150 | 万円以上 | 100 | 万円以上 | 2 |
| 400 | " | 300 | " | 200 | " | 3 |
| 600 | " | 450 | " | 300 | " | 4 |
| 800 | " | 600 | " | 400 | " | 5 |

上記料率に第 2 期については 0.5% e , また , 第 3 期について 1% を加える。

この指定業者の指定は、毎年3月末日をもって指定の期限とする年度指定としている。指定業者の団体募集あっ旋活動の範囲は、各鉄道管理局単位に定められているもので、当該鉄道管理局長の意見を徴して営業局長が定めることとなっている。したがって指定業者の取扱にかかる団体であっても、指定地域以外の地域において募集した団体については、団体取扱手数料交付団体としての取扱をしない。

なおこの手数料交付制度は、団体旅客の募集を民間業者の手によって活発に行わせ、これによって国鉄運賃収入の増加をはかることを目的とするとともに、団体旅客に対するサービスの向上と十分の利便供与を目的としている。(平林喜三造)

だんたいりょかく 団体旅客 つぎに掲げる2つの条件を具備した集団旅客をいう。

1°30人以上の旅客が1団となって、同一の等級で、旅行の 行程を同じくして観光・遊覧・社寺参拝等同じ旅行目的をもっ て旅行するものであること。ただし訪日観光団体の場合は15 人以上であればよい。

2 輸送上支障がないものとして,鉄道が運送を引受けたも のであること。

この団体旅客取扱制度は,集団的行動をとる旅客に対して, 取扱上および輸送上の便宜をはかるためであるとともに,旅客 運賃についての割引を行うことによる効果をもっている。

一般団体旅客にはつぎの4種の区別がある。

- 1 学生団体 国鉄が指定した学校の学生・生徒・児童・幼稚園の幼児および保育所の児童が,その付添人または教職員(指定学校の場合または保育所については,嘱託の医師または看護婦を含む)て構成された団体で,教職員が引率するもの。
- 2 訪日観光団体 鉄道・航路区間を2等または1等で旅行する訪日観光客によって構成された団体で、日本国在外外交官、 入国審査官または運輸省観光局長が発行した訪日観光団体であることの証明書を呈示し、かつ責任ある代表者の引率するもの。
- 3 遺族団体 靖国神社に参拝のために旅行する戦没者の遺族(靖国神社に合祀された戦没者の遺族)によって構成された団体で、旅客の各自が戦没者遺族旅客運賃割引証を提出し、かつ

責任ある代表者が引率するもの。

4 普通団体 その他の団体で責任者が引率するもの。

以上は一般に団体扱をしているものであるが、このほかに旅客の便宜をはかり、一定の条件により自衛隊員等に対しても団体の取扱をしている。(平林喜三造)

だんたいりょかくうんちんわりびき 団体旅客運賃割引

団体旅客に対してその種別・人員・等級・輸送期間等により 定められた旅客運賃の割引をいう。

1 団体旅客運賃割引を行う理由

学生団体のように社会政策的な理由によるものと、観光団体または普通団体の多客期以外の場合のように、旅客誘致政策的な理由によるものと、さらに普通団体の多客期の場合のように、輸送調整を目的とする営業政策的理由によるものとがある。

2 団体旅客運賃割引率

団体旅客運賃はその性質上, 1人当りがその団体旅客の各個人が個人旅行する場合の旅客運賃より高額とならない範囲内で割引率が定められ, その内客はつぎのとおりである。

- (1) 学生団体 鉄道および航路区間にあっては3等にかぎり 大人5割引・小児3割引,自動車線にあっては大人・小児とも 2割引である。小学校の児童によって構成された団体の場合で あって,当該団体中の6年生の児童で12才以上の者がある場合 は,大人であってもその識別が困難であるから,小児とみなし て取扱うこととしている。
- (2) 訪日観光団体 国内の普通団体旅客の場合と比較して, その構成人員も比較的少ないため,四季を通じて誘致しても輸送力に影響が少ないので,その割引率は普通団体よりも高く, つぎのとおりである。

| 等 | 級 | 15 | 人 | | 以 | 上 | 30 | 人 | 以 | 上 |
|---|---|----|---|---|---|---|----|---|----|---|
| 2 | 等 | 1 | 割 | 5 | 分 | 引 | 2 | 色 | A | 引 |
| 1 | 等 | 2 | 割 | 5 | 分 | 引 | 3 | 性 | AJ | 引 |

なお訪日観光団体に対しては, 3 等については割引の取扱を しない。

- (3) 戦没者遺族団体 戦没者遺族が単独で旅行する場合は、普通旅客運賃5割引の取扱をするが、遺族団体は戦没者遺族中旅客運賃割引の対象となる個人の集合体であって、各個人の割引証を収受のうえ割引の取扱をなすものであるから、その団体旅客運賃の割引率は、単独旅行の場合と同様5割引である。
- (4) 普通団体 上記各号以外の団体で、旅客誘致上もっとも 効果的な対象となるものであるから、全輸送量中占める割合は 大である。したがって割引率は輸送力に応じ、その輸送の実施の月および団体人員に応じてその割引率を異にするものであって、つぎのとおりである。

| | 輸 | 送 | 期 | 間 | 30 人以 | 上 | 100人以上 |
|-----|----|----------------------------------|----------------------|---------------|--------|---------|----------|
| 第1期 | | 1日から 1日か | | 目までおよび 日まで | び 1 割長 | 31 | 1 割引 |
| 第2期 | 3) | 月1日から 月1日から 月1日から 月1日から | 。同月 31 5 9 月 30 日 | 日まで 日までおよ? | び 1 割! | ∌ļ | 1 割 2 分引 |
| 第3期 | 1 | 月 11 日か 月 1 日かり | | | 1割5分 | }] | 2 割引 |

3 特殊団体に対する旅客運賃割引

国鉄においては上記各号の団体の取扱以外に必要があると認めた場合は、そのつど特定の条件を定めて団体の取扱をし、特